

# 関東信越税理士会 熊谷支部6月例会次第

## 1. 会務報告

- |     |          |                    |          |
|-----|----------|--------------------|----------|
| (1) | 4月20日(月) | 高橋勤二会員ご母堂様 通夜・告別式  |          |
| (2) | 4月24日(金) | 社会保険労務士会 通常総会      | 関係者のみ    |
| (3) | 5月11日(月) | 支部監事監査             | 於 支部事務局  |
| (4) | 5月11日(月) | 支部予算編成会議           | 於 支部事務局  |
| (5) | 5月18日(月) | 支部理事会              | 書面決議     |
| (6) | 5月21日(木) | 熊谷法人会 定時総会         | 法人会関係者のみ |
| (7) | 6月 2日(火) | 大里地区租税教育推進協議会総会    | 書面表決     |
| (8) | 6月 3日(水) | 大里地域税制協議会 第45回定期総会 | 書面決議     |

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 第40回熊谷支部定期総会  
日時 6月16日(火)午後1時45分～2時25分  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 署との協議会  
日時 6月29日(月)午後3時00分～  
場所 熊谷税務署

## 3. その他の協議報告事項

## 4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

熊谷市水道事業運営審議会委員	松本一良会員
熊谷市公共下水道事業運営審議会委員	藤野佳子会員

## 5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部現在会員数 161名

## 6. 次回例会予定

場所	ホテルガーデンパレス(予定)		
日時	令和2年8月6日(木)	午後2時00分～3時20分	研修会
		午後3時30分～4時00分	例会
		午後4時00分～5時00分	署との協議会

※納涼会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止といたします。

## 7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス  
日時 令和2年8月6日(木)午後2時00分～  
内容 DVD研修「日本の巨額債務にどう立ち向かうか～社会保障改革と消費税の観点から～」  
単位 1.5単位

\*支部のホームページに7月中旬に研修資料をUPしますので、印刷して各自お持ちください。

## 8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

\*今後の例会日日程を掲載しました。(令和2年6月現在)

9月例会	9月 7日(月)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(水)	午前 9時30分～
11月例会	11月 9日(月)	午前10時30分～
12月例会	12月 9日(水)	午後 4時00分～
1月例会	1月14日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(月)	午前10時30分～
3月例会	3月26日(金)	午後 4時00分～

予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。
-------------------------

令和2年6月19日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 寺山智久  
副支部長 福島泰彦  
地域長 清水茂昭  
研修部長 中村武司

## 税理士会36時間規定研修

### 令和2年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 紫陽花の花が美しい今日この頃ですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によりましては、中止することもございます。

敬具

記

日時 令和2年8月6日(木) 午後2時00分～3時20分  
受付 午後1時30分より  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「日本の巨額債務にどう立ち向かうか」～社会保障改革と消費税の観点から～  
講師 一橋大学名誉教授・成城大学経済学部特任教授 田近栄治先生  
DVD 研修となります。  
対象 税理士会会員及び職員  
バス 午後1時30分 熊谷駅南口  
単位 1.5単位

\*研修資料を7月中旬に支部ホームページにUPするので、各自印刷してお持ちください。

7月3日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和2年8月6日の支部研修会出席人数は

会員 \_\_\_\_\_ 名      事務所職員 \_\_\_\_\_ 名      合計 \_\_\_\_\_ 名

\_\_\_\_\_  
会員事務所名

# 決算報告書

自 平成 31 年 4 月 1 日  
至 令和 2 年 3 月 31 日

有限会社 熊谷税務指導センター

埼玉県熊谷市宮町 2 丁目 1 4 4 番地



# 損益計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
【売 上 高】	
売 上 高	420,000
売上総利益金額	420,000
【販売費及び一般管理費】	219,417
営業利益金額	200,583
【営業外収益】	
受 取 利 息	473
経常利益金額	201,056
税引前当期純利益金額	201,056
法人税、住民税及び事業税	112,700
当期純利益金額	88,356

# 販売費及び一般管理費

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
減 価 償 却 費	84,438	
租 税 公 課	45,871	
諸 会 費	5,000	
管 理 費	82,800	
雑 費	1,308	
合 計		219,417

# 株主資本等変動計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

	株主資本				株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金合計		
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	3,000,000	△2,563,404		△2,563,404	436,596	
当期変動額						
当期純利益		88,356		88,356	88,356	
当期変動額合計	-	88,356		88,356	88,356	
当期末残高	3,000,000	△2,475,048		△2,475,048	524,952	



## 個別注記表

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法を採用しています。
- ②無形固定資産 定額法を採用しています。

#### その他

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 発行済株式の数

前期末株式数 (発行済普通株式)	300株
当期増加株式数 (発行済普通株式)	0株
当期減少株式数 (発行済普通株式)	0株
当期末株式数 (発行済普通株式)	300株
前期末株式数 (発行済優先株式)	0株
当期増加株式数 (発行済優先株式)	0株
当期減少株式数 (発行済優先株式)	0株
当期末株式数 (発行済優先株式)	0株

平成31年度 収支決算書

( 31年4月 1日～ 2年3月31日)


地域： 龍谷 地域

(単位：円)

項 目		決算額		
収益の部	組合交付金収入 (地域活動費)	495,000		
	福利厚生事業収入	53,000		
	全税共事業収入	499,500		
	福祉共済事業収入	618,236		
	共催事業収入	800,000		
	雑収入	8		
	前期繰越	118,981		
合 計	2,079,725			
支出の部	経常支出	事業費	総務部門	
			経理部門	
			購買部門	
			福利厚生部門	192,000
			金融部門	
			教育情報部門	300,000
			全税共部門	606,068
			広報部門	
			福祉共済部門	383,392
			その他の事業費	
			(1)	
			(2)	
	小 計	1,481,460		
	会議費	総会費		
		役員会議費		
		諸会議費		
		小 計		
	事務局費	489,670		
	臨時支出 ( )			
	小 計	489,670		
合 計	1,951,130			
次期繰越金	128,595			

上記のとおり相違ないことを確認致しました。

〇年 〇月 〇日

監事： 内田守一 

令和2年6月

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 寺山智久

### 令和2年度全国統一研修会（中央会場・県別会場）の開催形態について（周知依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は本会の会務運営に對しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言については、令和2年5月25日までに全都道府県で解除されましたが、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠であることから、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、令和2年5月4日、「新しい生活様式」の実践例を公表して、一人ひとりの基本的感染対策を促しております。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定の基本的対処方針においては、「全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める」との催物（イベント等）の開催制限についての記述がされており、催物（イベント等）の主催者は、感染予防への適切な対応が求められております。

このような状況を踏まえ、令和2年6月1日開催の第4回正副会長会において、令和2年度全国統一研修会（中央会場・県別会場）の開催形態について協議した結果、受講者及び関係者各位の安全・安心の確保、研修会運営費用及び受講者の利便性を考慮し、会場集合型の研修（サテライト会場を含む）を中止し、収録型のマルチメディア研修（後日収録したものを本会受講管理システムにて配信）とすることを決定いたしました。

つきましては、令和2年度全国統一研修会（中央会場・県別会場）の開催形態について、本会会報及びホームページ等にて会員への周知に努めてまいりますので、貴県連及び貴支部におきましても、主要な行事等にて会員への周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

#### <中止する会場集合型の令和2年度全国統一研修会の開催日及び会場等>

##### 【中央会場】

開催日	会場	講師
9月9日（水）	大宮ソニックシティ	松岡 章夫氏（税理士）
9月10日（木）	〃	酒井 克彦氏（中央大学商学部教授）

##### 【県別会場】

開催日	会場	講師
7月22日（水）	埼玉県会場 大宮ソニックシティ	山田 俊一 氏（税理士）
8月5日（水）	新潟県会場 ANAクラウンプラザホテル新潟	
8月6日（木）	長野県会場 岡谷カノラホール	
8月20日（木）	群馬県会場 伊勢崎市文化会館	
8月21日（金）	茨城県会場 水戸プラザホテル	
8月25日（火）	栃木県会場 宇都宮市文化会館	

別紙

【本会報6月号 紙面掲載(案)】

**マルチメディアを利用する方式の認定研修等が令和2年度の研修受講時間に算入することができます**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等により、会場に集合して実施する研修会が行えないことから、令和2年度においては、研修細則第3条第1項のただし書きを適用しないことになりました。これにより、マルチメディアを利用する方式の認定研修等が令和2年度の研修受講時間に算入することができますので、ご自身が受講される際にご留意くださいますようお願いいたします。

マルチメディアを利用する方式の認定研修等の研修受講時間の算入可否について

視聴内容(研修の種類)	受講形態		自宅や事務所での受講	
	従前	令和2年度	従前	令和2年度
本会が認定した研修のライブ配信やオンデマンド配信			×	○
本会の認定団体が実施する研修のライブ配信やオンデマンド配信			×	○
大学等、民間団体、士業団体が実施するライブ配信やオンデマンド配信(税理士業務関係のもの)			×	○※
他会が認める研修のライブ配信やオンデマンド配信			×	○※
研修等で著名な講師が出演している市販のDVDやインターネット配信の動画			×	○※

参考 研修細則(抜粋)

(研修の種類)  
 第2条 規則第3条第1項に規定する本会が実施する研修は、次の各号に掲げるものとする。  
 (1)～(5) 略  
 (6) 本会が認定した研修(以下「認定研修」という。)  
 (7) 前各号のほか、本会が必要と認めた研修(以下「その他の研修」という。)  
 (研修の形態)  
 第3条 前条第1項に規定する研修は、有料若しくは無料の別又は会場参加方式若しくはマルチメディアを利用する方式等の形態を問わないものとする。ただし、同条同項第6号及び第7号に規定する研修は、会場参加方式に限るものとする。

※上記の「その他の研修」を受講し、研修受講時間に算入するには、「受講時間認定申請書」等による申請が必要(本会研修部の審査あり)となり、算入できる研修受講時間は、会場で受講した研修を含め、一事業年度につき18時間が限度となります。

## 新型コロナウイルス感染症に係る会員相談についての本会 HP 掲載案

---

### 新型コロナウイルス感染症に係る会員相談の利用案内

本会では、新型コロナウイルス感染症に係る会員相談をメール又は FAX により受け付けています。ご利用の場合は、以下のメール相談用フォーム又は相談用 FAX 様式にてご連絡ください。なお、回答は翌相談日以降に電話又はメール（選択不可）でのご連絡となりますので予めご了承ください。※記載事項に不備等がある場合には回答いたしかねますのでご注意ください。

<メール相談>→メール相談用フォーム

<FAX 相談>→新型コロナウイルス感染症に係る会員相談用 FAX 様式.docx

FAX 番号 048-643-1475 ※必要事項をご記入の上、送信ください。

### 対象者

---

本会会員 ※相談される場合、氏名、登録番号及び所属支部等をお聞きます。（本会は個人情報保護法に基づき「個人情報の保護に関する方針」を定めておりますので、相談される方の個人情報は保護されます。→[個人情報保護の方針](#)）

### 相談受付期間

---

令和2年6月22日（月）～同年7月31日（金）※土日祝日を除く（状況により延長または短縮する可能性があります。）

### 対応時間

---

午前10時から正午及び午後1時から4時まで

### 相談内容

---

相談内容の対象は、本会区域における新型コロナウイルス感染症に関する以下の項目とする。

- ・税制全般
- ・各種給付金、補助金及び協力金等
- ・融資金全般
- ・雇用調整助成金（社会保険労務士業務に抵触しない範囲）
- ・その他

### 担当相談員

---

税理士

### 相談料

---

無料（メール又は FAX 利用による通信料はご負担ください）

税理士用

組合員 各位

令和2年6月吉日  
関東信越税理士協同組合連合会  
理事長 吉村 寛  
埼玉県税理士協同組合  
理事長 大手 昭高

## 日本税協連福祉会「優 You プラン」～ご紹介のお願い～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業活動に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では組合員事務所の福利厚生制度の更なる充実を図るため、日本税協連福祉会生命共済制度「優 You プラン」をおすすめしております。

この生命共済制度は、加入者にとって非常にメリットの大きい制度となっており、ひとりでも多くの組合員にご加入いただきたく、令和2年8月31日までの期間「推進キャンペーン」を実施しております。

当制度へのご加入についてご検討いただける税理士先生のご紹介をお願いいたしたく、下記のとおり支援策を設けこの「ご紹介カード」を作成いたしました。

こちらの「ご紹介カード」に、ご紹介いただける税理士先生のお名前をご記入の上、当組合までFAXでご返信いただければ、事務幹事会社住友生命の担当者から、ご紹介先の税理士先生に当制度のご案内をさせていただきます。また、ご紹介いただいた税理士先生が当制度にご加入された場合には、拡販にご協力いただきました御礼として商品券を贈呈させていただきます。

多くの皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

敬具

埼玉県税理士協同組合 事務局 宛

(FAX : 048-665-3888)

●ご紹介先 \_\_\_\_\_ 先生 ( \_\_\_\_\_ 地域)

「優 You プラン」のご案内先として上記税理士を紹介いたします。

(該当する□内にレをご記入ください。)

住友生命のご担当者に連携してください。

住友生命のご担当者に紹介しました。

→ 紹介した住友生命担当者名 \_\_\_\_\_ 支社 \_\_\_\_\_ 職員 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_ (登録番号 \_\_\_\_\_) 地域名 \_\_\_\_\_

紹介者(加入協力者)支援策 (契約成立が条件) <<対象者・・・加入事業所を紹介した税理士>>

●加入推進・紹介 特別キャンペーン (紹介カード・県税協事務局到着 8月31日まで)

契約成立した場合 (紹介先事業所の既加入・未加入は問わない)

1事業所につき「5,000円」の商品券を贈呈

## 日本税協連福祉会生命共済制度

# 優 You プラン

- \* 会員事務所に特化 スケールメリットを活かした  
税理士とその事務所に働く人達の保険
- \* 告知のみで申し込み出来て 年の途中でも入れて手続簡単
- \* 毎年収支計算して剰余金を配当金として支払い  
実質負担も軽減（ 令和元年7月支払い配当実績 負担保険料の約24% ）
- \* 事務所負担の保険料は福利厚生費として全額損金算入  
（ ただし 個人事業主と専従者は一般生命保険料控除対象 ）  
例：保障額 1,000万円の場合 毎月の掛金  
34才 男性 1,230円 女性 890円  
44才 男性 1,920円 女性 1,530円
- \* 死亡保障だけでなく所定の高度障害状態も保障
- \* 引受保険会社は 住友生命（事務幹事会社）日本生命 ジブラルタ生命  
明治安田生命 大同生命 第一生命 富国生命 が責任対応

## 日本税協連福祉会生命共済制度

### 「 優 You プラン 」 加入についてのお願い

新型コロナウイルスの流行の最中、顧問先の各種対応でお忙しいと推察しておりますが、この様な時だからこそ組合員事務所の福利厚生制度の更なる充実を図るため、是非とも日本税協連福祉会生命共済制度「 優 You プラン 」をおすすめいたします。

この保険制度は、平成9年5月に発足して令和2年3月1日現在は21,251名の加入者、総保険金額は約1,502億円となります。

平成30年5月には掛金の引き下げ、令和元年5月には加入年齢を75歳以下へ引き上げるとともに、更新継続は80歳までと引き上げその更新継続の加入者用保険金額の上限も1,500万円に引き上げと成っています。

70歳までの最高保険金額も6,000万円に引き上げられました。

この様に、この生命共済制度は加入者にとって非常にメリットの大きい制度へと毎年進化を遂げ、順調に加入者も増加しておりますが、一人でも多くの組合員の更なる加入によって、さらにスケールメリットを加入者が享受出来る事と成りますので、趣旨をご理解のうえ、是非ご加入・増額等ご検討を賜りますようお願い申し上げます。



## 熊谷税務署からの連絡事項

- 1 関東信越国税局における各種取組の実施について (総務課)
- 別添1 「内部事務のセンター化の試行について」
  - 別添2 「資産税事務のエリア一体的運営の実施について」
  - 別添3 「滞納整理事務の集中化の実施について」

国税庁におきましては、従来から、効率的・効果的な事務運営のための内部事務の集中化等に取り組んでまいりました。

平成29年6月に税務行政の将来像(国税庁ホームページに掲載)を公表し、その実現に向けた業務改革(BPR)に取り組んでいるところです。

こうした中で、関東信越国税局では、集約処理を通じた内部処理のより一層の正確性の向上と効率化を図るとともに、これにより外部事務の充実・高度化や納税者利便の向上を目指し、令和2事務年度以降、別添のとおり取組を拡大いたしますのでお知らせいたします。

- 2 令和2年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知について (管理運営部門)
- 別添4 「令和2年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書未発送地域」
  - 別添5 「『令和2年分 予定納税について』の正誤表」

(1) 発送日 令和2年 6月15日(月)

(2) 納期限及び振替日

イ 第1期 令和2年 7月31日(金)

ロ 第2期 令和2年 11月30日(月)

令和2年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書につきましては、6月15日(月)に発送しました(令和元年台風19号における指定地域(別添4参照)の納税者を除く)。

第1期分、第2期分の納期限は記載のとおりです。振替納税を利用されている方の振替日も同日となりますので、振替口座の残高確認につきまして関与先等にご指導いただきますようお願いいたします。

なお、予定納税通知書に同封される「令和2年分 予定納税について」の8ページ「◎給与所得の速算表」及び9ページ「公的年金等に係る雑所得の速算表」について別添5「『令和2年分 予定納税について』の正誤表」のとおり誤りがありますので、減額申請の手続きをされる際の計算にはご注意ください。

3 国税局において実施する令和2年分予定納税額通知書発送者に対する電話による減額申請の案内について (管理運営部門)

実施期間 令和2年6月17日(水)から令和2年6月24日(水)

令和2年分所得税及び復興特別税の予定納税額の通知書を発送した者のうち、令和2年5月末までに納税の猶予(特例猶予)の申請を行った者に対して、電話による減額申請の案内等を国税局機動課集中電話催告センターにおいて実施しますので、ご承知おきください。

4 プレプリント申告書等の発送対象者の見直しについて (管理運営部門)  
別添6「国税庁からのお知らせ」

令和2年4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人を対象として、申告書等用紙の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ」を送付いたします。

申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページに申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用ください。

5 令和2年度 税制改正のあらまし(資産課税関係)について (資産課税部門)  
別添7「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和2年度税制改正のあらまし」

上記のあらましについては、国税庁HPにも掲載されておりますので参考としてください。

6 事業承継税制に関するパンフレットの改訂について (資産課税部門)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に基づく認定等に関する各都道府県の窓口に変更があったことから、パンフレット末尾の「円滑化法の認定等に関する窓口について」を改訂しました。

【国税庁ホームページ掲載場所】

「ホーム」→「刊行物等」→「パンフレット・手引」→「相続税・贈与税関係」  
→「相続税・贈与税の特例のあらましなど」

窓口の変更のみの改訂となりますので、パンフレットの添付については省略し、上記の国税庁ホームページにてご確認願います。

## 7 令和2年分の年末調整説明会の中止について

(法人課税部門)

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた国全体としての取組「新たな生活様式」に基づく社会的距離の確保に加え、会場の消毒、参加者全員に対する検温や連絡先の聴取、マスク着用義務化など、過去に例のない対応が求められることから、令和2年分の年末調整説明会を例年どおり開催することは困難であるため、全国一律に開催を中止することとなりました。

## 8 その他

(総務課)

- (1) 5月11日(月)付の「熊谷税務署からの連絡事項」の別添6として、「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を添付させていただきました。その後、5月15日、5月29日、並びに6月12日に内容の更新及び追加がされています。添付は省略させていただきますが、今後も随時、更新及び追加がされる予定ですので、ホームページでの確認をお願いいたします。
- (2) 今般の状況から「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」、「申告督促ハガキ(法人)」等、例年であれば送付している各種発送物について、送付を取りやめているものがありますので、ご承知おきください。

### 添付書類

- 1 「内部事務のセンター化の試行について」
- 2 「資産税事務のエリア一体的運営の実施について」
- 3 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」
- 4 「令和2年分所得税及び復興所得税の予定納税額の通知書未発送地域」
- 5 「『令和2年分 予定納税について』の正誤表」
- 6 「国税庁からのお知らせ」
- 7 「個人の方が株式等の土地・建物等を譲渡した場合の令和2年度税制改正のあらまし」

## 内部事務のセンター化の試行について

国税庁では、適正・公平な課税・徴収を実現していく上で必要な業務改革として、税務署の内部事務の一層の正確性の向上と効率化を図ることを目的に、複数の税務署の内部事務を専担部署で集約処理する内部事務のセンター化に取り組むこととしています。

関東信越国税局においては、内部事務のセンター化の試行を平成30年10月から浦和署及び大宮署、令和元年10月から前橋署、沼田署及び中之条署を対象に試行に取り組んでいるところですが、下表のとおり、本年10月から新たに栃木署、佐野署を対象に試行を開始します。

なお、栃木税務署は本年6月下旬に庁舎移転を予定しており、栃木署及び佐野署を対象とした内部事務のセンター化の試行は、下記の「設置場所」欄のとおり、移転後の庁舎で行います。

名 称	税務署事務処理センター（栃木）
対 象 署	栃木署及び佐野署
設置場所	栃木税務署内 （栃木市河合町1番29号 栃木地方合同庁舎）
対象事務	申告書の入力処理、申告内容についてのお尋ね文書の 発送などの内部事務
送 付 先	〒328-8666 栃木税務署内 税務署事務処理センター ※ 本年10月以降、申告書や申請書・届出書等を郵送により提出される場合は、税務署事務処理センター宛に送付してください。

### 留意事項

- 税務署事務処理センターの設置は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
- 納税証明書の交付や現金領収、事前予約による面接相談等の窓口対応は、従来どおりそれぞれの対象署で行います。
- 対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

令和 2 年 6 月  
関東信越国税局

## 資産税事務のエリア一体的運営の実施について

関東信越国税局においては、税務署における資産税事務の効率的な事務運営を図る観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において資産税事務を一体的に行う施策（資産税事務のエリア一体的運営）を、令和 2 事務年度は、以下の税務署で実施します。

資産税事務のエリア一体的運営実施署	
(中心署)	(対象署)
高田署	糸魚川署
伊那署	木曾署
前橋署	沼田署、中之条署
栃木署	佐野署

(注) 下線は、本年10月1日(木)以降、新たに実施する税務署を示しています。

### 留意事項

- 資産担当職員の配置  
対象署には、資産担当職員は配置されませんので、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、中心署の資産担当職員から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 窓口における個別照会  
対象署の窓口における資産税事務に関する個別照会には、各税務署に相談日を設け、事前予約を受け付けた上で、中心署の資産担当職員が対応します。  
※ 個別照会については、関東信越国税局管内の全署において日時指定による事前予約により対応しております。

## 滞納整理事務の集中化の実施について

関東信越国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を、令和2事務年度は、以下の税務署で実施します。

※ 滞納整理事務の集中化は、平成28事務年度から試行を行い、平成29事務年度から正式な施策として実施しています。

滞納整理事務の集中化実施署	
(中心署)	(対象署)
宇都宮署	氏家署
栃木署	佐野署
高崎署	藤岡署、富岡署
新潟署	新津署、巻署
高田署	柏崎署、糸魚川署
松本署	大町署

(注) 下線は、本年7月10日以降、新たに実施する税務署を示しています。

### 留意事項

- 滞納整理  
対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が実施します。
- 納付相談  
納付相談は、引き続き、対象署（管理運営・徴収担当部門）において対応します。  
なお、中心署の徴収担当職員が電話により対応させていただくことがあります。

## 令和2年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書未発送地域

(令和元年台風19号における指定地域)

○岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
岩 手 県	久慈市、下閉伊郡普代村	久慈
宮 城 県	角田市、伊具郡丸森町	大河原
福 島 県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町	郡山、いわき、須賀川、白河
茨 城 県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ1丁目から2丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町	水戸、太田
栃 木 県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西1丁目から2丁目まで、葛生東1丁目から2丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町	栃木、佐野
長 野 県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場1丁目から3丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉1丁目、上山田温泉3丁目、杭瀬下、杭瀬下1丁目から6丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮	長野、上田

「令和 2 年分 予定納税について」の正誤表

「令和 2 年分 予定納税について」の 8・9 ページに下表（太枠）のとおり誤りがありますので訂正します。

令和 2 年分 予定納税について 8 ページ

誤	<p><b>IV 令和 2 年分 所得税の税額表等</b></p> <p>以下の表は減額申請書を作成する際の参考としてください。</p> <hr/> <p>【令和 2 年分から給与所得控除が改正されており、以下の給与所得の速算表が変更されています。】</p> <p>◎ 給与所得の速算表</p> <p>下記の「所得金額調整控除」の適用がある場合には、その適用後の金額を減額申請書に記載してください。</p>																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与等の収入金額の合計額</th> <th rowspan="2">給与所得の金額</th> <th colspan="2">給与等の収入金額の合計額</th> <th rowspan="2">給与所得の金額</th> </tr> <tr> <th>から</th> <th>まで</th> <th>から</th> <th>まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">550,999 円まで</td> <td>0 円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">                     給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。                      (算出金額：A)                 </td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を控除した金額</td> <td>1,628,000</td> <td>1,799,999</td> <td>「A×2.4-100,000 円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>551,000</td> <td>1,618,999</td> <td></td> <td>1,800,000</td> <td>3,599,999</td> <td>「A×2.8-280,000 円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,619,000</td> <td>1,619,999</td> <td>869,000 円</td> <td>3,600,000</td> <td>6,599,999</td> <td>「A×3.2-640,000 円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,620,000</td> <td>1,621,999</td> <td>870,000 円</td> <td>6,600,000</td> <td>8,499,999</td> <td>「収入金額×0.9-1,300,000 円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,622,000</td> <td>1,623,999</td> <td>872,000 円</td> <td>8,500,000 円以上</td> <td></td> <td>「収入金額-1,950,000 円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,624,000</td> <td>1,627,999</td> <td>874,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>《計算例》「給与等の収入金額の合計額」が 5,812,500 円の場合の給与所得の金額</p> <p>① 5,812,500 円 ÷ 4 = 1,453,125 円</p> <p>② 1,453,125 円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000 円…A</p> <p>③ 1,453,000 円 × 3.2 - <b>640,000 円</b> = <b>4,009,600 円</b></p>								給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	から	まで	から	まで	550,999 円まで		0 円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)	円	円	給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を控除した金額	1,628,000	1,799,999	「A×2.4-100,000 円」で求めた金額	551,000	1,618,999		1,800,000	3,599,999	「A×2.8-280,000 円」で求めた金額	1,619,000	1,619,999	869,000 円	3,600,000	6,599,999	「A×3.2-640,000 円」で求めた金額	1,620,000	1,621,999	870,000 円	6,600,000	8,499,999	「収入金額×0.9-1,300,000 円」で求めた金額	1,622,000	1,623,999	872,000 円	8,500,000 円以上		「収入金額-1,950,000 円」で求めた金額	1,624,000	1,627,999	874,000 円		
給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額																																																						
から	まで		から	まで																																																							
550,999 円まで		0 円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)																																																						
円	円	給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を控除した金額	1,628,000	1,799,999		「A×2.4-100,000 円」で求めた金額																																																					
551,000	1,618,999		1,800,000	3,599,999		「A×2.8-280,000 円」で求めた金額																																																					
1,619,000	1,619,999	869,000 円	3,600,000	6,599,999		「A×3.2-640,000 円」で求めた金額																																																					
1,620,000	1,621,999	870,000 円	6,600,000	8,499,999		「収入金額×0.9-1,300,000 円」で求めた金額																																																					
1,622,000	1,623,999	872,000 円	8,500,000 円以上			「収入金額-1,950,000 円」で求めた金額																																																					
1,624,000	1,627,999	874,000 円																																																									
正	<p><b>IV 令和 2 年分 所得税の税額表等</b></p> <p>以下の表は減額申請書を作成する際の参考としてください。</p> <hr/> <p>【令和 2 年分から給与所得控除が改正されており、以下の給与所得の速算表が変更されています。】</p> <p>◎ 給与所得の速算表</p> <p>下記の「所得金額調整控除」の適用がある場合には、その適用後の金額を減額申請書に記載してください。</p>																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与等の収入金額の合計額</th> <th rowspan="2">給与所得の金額</th> <th colspan="2">給与等の収入金額の合計額</th> <th rowspan="2">給与所得の金額</th> </tr> <tr> <th>から</th> <th>まで</th> <th>から</th> <th>まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">550,999 円まで</td> <td>0 円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">                     給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。                      (算出金額：A)                 </td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を控除した金額</td> <td>1,628,000</td> <td>1,799,999</td> <td>「A×2.4+100,000 円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>551,000</td> <td>1,618,999</td> <td></td> <td>1,800,000</td> <td>3,599,999</td> <td>「A×2.8-80,000 円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,619,000</td> <td>1,619,999</td> <td>1,069,000 円</td> <td>3,600,000</td> <td>6,599,999</td> <td>「A×3.2-440,000 円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,620,000</td> <td>1,621,999</td> <td>1,070,000 円</td> <td>6,600,000</td> <td>8,499,999</td> <td>「収入金額×0.9-1,100,000 円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,622,000</td> <td>1,623,999</td> <td>1,072,000 円</td> <td>8,500,000 円以上</td> <td></td> <td>「収入金額-1,950,000 円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,624,000</td> <td>1,627,999</td> <td>1,074,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>《計算例》「給与等の収入金額の合計額」が 5,812,500 円の場合の給与所得の金額</p> <p>① 5,812,500 円 ÷ 4 = 1,453,125 円</p> <p>② 1,453,125 円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000 円…A</p> <p>③ 1,453,000 円 × 3.2 - <b>440,000 円</b> = <b>4,209,600 円</b></p>								給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	から	まで	から	まで	550,999 円まで		0 円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)	円	円	給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を控除した金額	1,628,000	1,799,999	「A×2.4+100,000 円」で求めた金額	551,000	1,618,999		1,800,000	3,599,999	「A×2.8-80,000 円」で求めた金額	1,619,000	1,619,999	1,069,000 円	3,600,000	6,599,999	「A×3.2-440,000 円」で求めた金額	1,620,000	1,621,999	1,070,000 円	6,600,000	8,499,999	「収入金額×0.9-1,100,000 円」で求めた金額	1,622,000	1,623,999	1,072,000 円	8,500,000 円以上		「収入金額-1,950,000 円」で求めた金額	1,624,000	1,627,999	1,074,000 円		
給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額																																																						
から	まで		から	まで																																																							
550,999 円まで		0 円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)																																																						
円	円	給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を控除した金額	1,628,000	1,799,999		「A×2.4+100,000 円」で求めた金額																																																					
551,000	1,618,999		1,800,000	3,599,999		「A×2.8-80,000 円」で求めた金額																																																					
1,619,000	1,619,999	1,069,000 円	3,600,000	6,599,999		「A×3.2-440,000 円」で求めた金額																																																					
1,620,000	1,621,999	1,070,000 円	6,600,000	8,499,999		「収入金額×0.9-1,100,000 円」で求めた金額																																																					
1,622,000	1,623,999	1,072,000 円	8,500,000 円以上			「収入金額-1,950,000 円」で求めた金額																																																					
1,624,000	1,627,999	1,074,000 円																																																									



令和 2 年分 予定納税について 9 ページ

【令和 2 年分から公的年金等控除が改正されており、以下の公的年金等に係る雑所得の速算表が変更されています。】

◎ 公的年金等に係る雑所得の速算表【求める所得金額 = A × B - C】

※ 以下の速算表で求めた金額が「0円」を下回る場合には、「0円」となります。

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（注）		
			10,000,000円まで	10,000,001円から 20,000,000円まで	20,000,001円以上
以後に 昭和三十一年一月二日 生まれた方	400,000円まで		〔公的年金等に係る雑所得は「0円」となります。〕		
	400,001円から 1,299,999円まで	100%	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,950,000円	1,850,000円	1,750,000円
以前に 昭和三十一年一月一日 生まれた方	900,000円まで		〔公的年金等に係る雑所得は「0円」となります。〕		
	900,001円から 3,299,999円まで	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,950,000円	1,850,000円	1,750,000円

誤

【令和 2 年分から公的年金等控除が改正されており、以下の公的年金等に係る雑所得の速算表が変更されています。】

◎ 公的年金等に係る雑所得の速算表【求める所得金額 = A × B - C】

※ 以下の速算表で求めた金額が「0円」を下回る場合には、「0円」となります。

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（注）		
			10,000,000円まで	10,000,001円から 20,000,000円まで	20,000,001円以上
以後に 昭和三十一年一月二日 生まれた方	400,000円まで		〔公的年金等に係る雑所得は「0円」となります。〕		
	400,001円から 1,299,999円まで	100%	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
以前に 昭和三十一年一月一日 生まれた方	900,000円まで		〔公的年金等に係る雑所得は「0円」となります。〕		
	900,001円から 3,299,999円まで	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

正

## 国税庁からのお知らせ

## 国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書等用紙が利用される割合は年々低下しております。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、令和2年4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人<sup>※1</sup>を対象として、申告書等用紙<sup>※2</sup>の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ<sup>※3</sup>」を送付することとしております。
  - （※1） 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
  - （※2） 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあつては会社事業概況書）及び適用額明細書、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
  - （※3） 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。  
《参照先》「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の

# 令和2年度 税制改正のあらまし

このパンフレットは、令和2年3月31日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）」等の主な改正の概要を掲載しています。

## 【株式等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

### 1 NISA制度の改正

「NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」について、次の措置が講じられました。

- 「つみたてNISA（累積投資勘定）」の勘定設定期間（改正前：平成30年1月1日から令和19年12月31日まで）が令和24年12月31日まで5年延長されました（措法37の14⑤一、五イ）。
- 現行の「NISA（非課税管理勘定）」の勘定設定期間（平成26年1月1日から令和5年12月31日まで）の終了にあわせ、令和6年1月1日から令和10年12月31日までを勘定設定期間とする新たな「NISA（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定）」が創設され、年分ごとに「つみたてNISA」と選択して適用できることとされました（措法37の14①等）。

#### 【現行のNISA（平成26年分～令和5年分勘定）の概要】

	現行のNISA	年分ごとに選択適用可	つみたてNISA
	非課税管理勘定		累積投資勘定
口座開設可能期間	平成26年～令和5年		平成30年～令和24年
非課税投資額	年間120万円を上限 (平成26年、平成27年は年間100万円を上限)		年間40万円を上限
投資方法	制限なし		定期的かつ継続して投資
非課税期間	最長5年間、配当等・譲渡益が非課税		最長20年間、配当等・譲渡益が非課税
非課税投資総額	最大600万円(120万円×5年間)		最大800万円(40万円×20年間)
投資対象商品	上場株式・上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託など		上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託

#### 【新たなNISA（令和6年分～令和10年分勘定）の概要】

	新たなNISA		年分ごとに選択適用可	つみたてNISA
	特定累積投資勘定	同時に設定	特定非課税管理勘定(注)	累積投資勘定
口座開設可能期間	令和6年～令和10年			平成30年～令和24年
非課税投資額	年間20万円を上限		年間102万円を上限	年間40万円を上限
投資方法	定期的かつ継続して投資		制限なし	定期的かつ継続して投資
非課税期間	最長5年間、配当等・譲渡益が非課税			最長20年間、配当等・譲渡益が非課税
非課税投資総額	最大610万円(122万円×5年間)			最大800万円(40万円×20年間)
投資対象商品	上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託		上場株式・上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託など	上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託

(注) 特定非課税管理勘定において投資する場合（上場株式等の購入など投資対象商品を受け入れる場合）には、原則として、事前（その投資する日以前6か月以内）にその年分の特定累積投資勘定において投資している（上場投資信託の購入など投資対象商品を受け入れている）必要があります（措令25の13④四）。

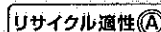
- NISA口座（非課税口座）を新たに開設する場合の手続について、令和3年4月1日以後、非課税口座開設届出書の提出の際に非課税適用確認書の添付を必要としない簡易開設手続に一本化されました（旧措法37の14⑥、措法37の14⑤一、措令25の13⑤）。ただし、ジュニアNISA口座（未成年者口座）を新たに開設する場合の手続には、従前のとおり、未成年者非課税適用確認書の添付が必要となります。



税務署

令和2年5月

この社会あなたの税がいきている



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

## 2 ジュニアNISA制度の改正

「ジュニアNISA（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」について、ジュニアNISA口座の開設可能期間（平成28年4月1日から令和5年12月31日まで）が延長されずに終了することとされたほか、いわゆる「払出制限」について、令和6年1月1日以後は、源泉徴収が行われることなくジュニアNISA口座（課税未成年者口座を含みます。）内の上場株式等や金銭その他の資産を払い出すことができることとされました（措法37の14の2⑥⑧）。

## 3 株式等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次の上場株式等が追加されました。
- イ 居住者等が有する取得請求権付株式、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式であって上場株式等以外の株式等に該当するものの請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により取得する一定の上場株式等（措令25の10の2④二十の二）
  - ロ 居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合において、その役務の提供の対価としてその発行人等から取得する一定の上場株式等（その役務の提供の対価として生ずる債権の給付を要しないが実質的にその役務の提供の対価として認められるもの）（措令25の10の2④二十六ロ）
  - ハ 居住者等が（本来は提出をすることができない）非課税口座開設届出書（令和3年3月31日までは非課税口座簡易開設届出書）の提出をして開設された非課税口座に該当しないものとされる口座において管理されている一定の上場株式等（措令25の10の2④二十九、改正措令附則12⑤⑥）
- (2) 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」及び「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」について、適用対象となる特定株式の範囲に、内国法人のうちその設立の日以後10年を経過していない一定の株式会社により発行される株式で、認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務により取得をされるものが追加されました（措法37の13①二ロ、措規18の15⑦）。

### 《適用時期》

上記(1)イの改正は、令和2年4月1日以後に請求権の行使等により取得する上場株式等について、ロの改正は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日（令和2年4月1日現在未施行）以後に発行人等に対する役務の提供の対価としてその発行人等から取得する上場株式等について、ハの改正は、令和2年4月1日以後に特定口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

上記(2)の改正は、令和2年4月1日以後に払込みにより取得をする特定株式について適用されます。

## 【配偶者居住権の創設に伴う譲渡所得についての改正（主なもの）】

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）により、被相続人の配偶者が、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、その居住していた建物の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下「配偶者居住権」といいます。）が創設されたことに伴い、次の措置が講じられました。

- (1) 配偶者居住権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者敷地利用権」といいます。）が消滅し、その消滅につき対価を取得した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する取得費に係る規定等が追加されました（所法60②③、所令169の2）。
- (2) 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等の適用対象に、配偶者居住権の目的となっている建物等が収用等をされた場合において、配偶者居住権又は配偶者敷地利用権が消滅等をし、一定の補償金等を取得するときに追加されました（措法33、33の2、33の4、措令22）。
- (3) 「換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」の適用対象に、第一種市街地再開発事業等が施行された場合において、配偶者居住権の目的となっている建物に係る権利変換により施設建築物の一部等についての配偶者居住権を取得する権利を取得したときに追加されました（措法33の3、措令22の3）。

### 《適用時期》

上記の改正は、令和2年4月1日以後に配偶者居住権又は配偶者敷地利用権が消滅する場合等について適用されます。

## 【土地・建物等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

### 1 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の特例の創設

- (1) 個人が、都市計画区域内にある土地基本法に規定する低未利用土地<sup>(註)</sup>又はその低未利用土地の上に存する権利（以下「低未利用土地等」といいます。）で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（その個人と特別の関係がある者に対してするもの及び低未利用土地の上にある資産を含めた譲渡の対価の額が500万円を超えるものを除きます。）をした場合（その譲渡の後にその低未利用土地等の利用がされる場合に限ります。）には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（その長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、その長期譲渡所得の金額）を控除することができることとされました（措法35の3①）。
- (注) 低未利用土地とは、居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地とされています（土地基本法13④）。
- (2) この特例は、適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の譲渡をその前年又は前々年中にした場合において、その者がその譲渡につきこの特例の適用を受けているときは、適用することができません（措法35の3③）。
- (3) この特例は、所得税法第58条、租税特別措置法第31条の2、第31条の3、第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の9までの規定とは選択適用とされています（措法35の3①②等）。
- (4) この特例は、確定申告書に、この特例の適用を受けようとする旨を記載するとともに、譲渡をした土地等の所在地の市区町村長のその土地等がその譲渡の時に低未利用土地等に該当するものであること等一定の要件を満たす旨の確認書、売買契約書の写し等の添付がある場合に適用することができます（措法35の3④、措規18の3の2）。

#### 《適用時期》

この特例は、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間の譲渡について適用されます。

### 2 居住用財産の譲渡の特例等に関する改正

- (1) 「特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例」について、適用期限が令和3年12月31日まで2年延長されました（措法36の2、36の5）。
  - (2) 「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」及び「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」について、これらの適用期限が令和3年12月31日まで2年延長されました（措法41の5⑦一、41の5の2⑦一）。
  - (3) 個人が、取得等をした家屋（以下「新規住宅」といいます。）を居住の用に供した日の属する年の翌年以後3年目に該当する年中に新規住宅及びその敷地の用に供されている土地等以外の資産の譲渡（以下「従前住宅等の譲渡」といいます。）をした場合において、①その者が従前住宅等の譲渡について次のイからニまでに掲げる特例の適用を受けるときは、新規住宅について「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」の適用を受けることができないこととされ、②その者が従前住宅等の譲渡について次のイ又はロに掲げる特例の適用を受けるときは、新規住宅について「認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除」の適用を受けることができないこととされました（措法41②、41の19の4⑬）。
- イ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の3）
  - ロ 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除の特例（措法35①）
  - ハ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2、36の5）
  - ニ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5）

#### 《適用時期》

上記(3)の改正は、令和2年4月1日以後に行う従前住宅等の譲渡について適用され、同日前行った譲渡については、従前のおりとなります。

### 3 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に関する改正

「特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例」について、次の見直しを行った上で、その適用期限が令和5年12月31日まで3年（国内にある長期所有の土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え（措法37①表六）については令和5年3月31日まで3年、過疎地域の外から内への買換え（措法37

### 3 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に関する改正（続き）

①表三）及び防災再開発促進地区内にある土地等の買換え（措法37①表五）については令和3年3月31日まで3月延長されました（措法37①③④、37の4）。

(1) 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から工場等が相当程度集積している区域内にある建物又はその敷地の用に供されている土地等が除外されました（措法37①表一、措令25⑦）。

(2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が次の区域内にある場合の課税の繰延割合が70%（改正前：80%）に引き下げられました（措法37①表二）。

イ 令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に規定する航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する第二種区域となった区域  
ロ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に規定する第二種区域

(3) 都市機能誘導区域の外から内への買換えが適用対象から除外されました（旧措法37①表四）。

(4) 防災再開発促進地区内にある土地等の買換えについて、次の見直しが行われました（措法37①表五）。

イ 建築基準法の改正に伴い、譲渡資産に係る要件における耐火建築物又は準耐火建築物の範囲に、耐火建築物又は準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物で一定のものが追加されました（措法37①表五、措令25⑩）。

ロ 対象となる危険密集市街地について、その区域の不燃領域率が40%未満である区域に限定されました（措令25⑩、令和2年国土交通省告示第495号）。

(5) 船舶から船舶への買換えについて、譲渡資産となる船舶のうち建設業又はひき船業用のものにおける進水の日から譲渡の日までの期間の上限が35年（改正前：40年）に引き下げられたほか、買換資産となる船舶のうち海洋運輸業又は沿海運輸業用のものにおける進水の日から取得の日までの期間の上限を法定耐用年数とすることとされました（措法37①表七、措令25⑭二、⑮二）。

(6) 短期所有の土地等の譲渡について特例を適用できることとする措置が、令和5年3月31日まで3年延長されました（措法37⑩）。

#### 《適用時期》

上記(1)、(2)、(4)イ及び(5)の改正は、令和2年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得をする場合におけるその譲渡について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合及び同日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日前に買換資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、従前のおりとなります。

上記(3)の改正は、令和2年4月1日前に行った譲渡資産の譲渡については、従前のおりとなります。

### 4 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

(1) 「短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例」について、適用停止措置の期限が令和5年3月31日まで3年延長されました（措法28の4⑥）。

(2) 「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」について、都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡（旧措法31の2②八）及び都市計画区域内において行われる一団の宅地の造成（都市計画法に規定する一定の開発許可又は土地区画整理法に規定する一定の認可を受けて行われるものであること等の要件を満たすものに限りま）を行う者に対する土地等の譲渡（旧措法31の2②十二）を適用対象から除外した上、その適用期限が令和4年12月31日まで3年延長されました（措法31の2①③）。

(3) 「国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例」が創設され、この特例の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合において、その譲渡による譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累積額からは、この特例により生じなかったものとみなされた損失の金額に相当する金額の合計額を控除することとされました（措法41の4の3③）。

#### 《適用時期》

上記(2)の改正は、令和2年4月1日前に行った土地等の譲渡については、従前のおりとなります。

上記(3)の改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。

- このパンフレットは、令和2年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しておりますので、是非ご利用ください。

# 消費税法改正のお知らせ

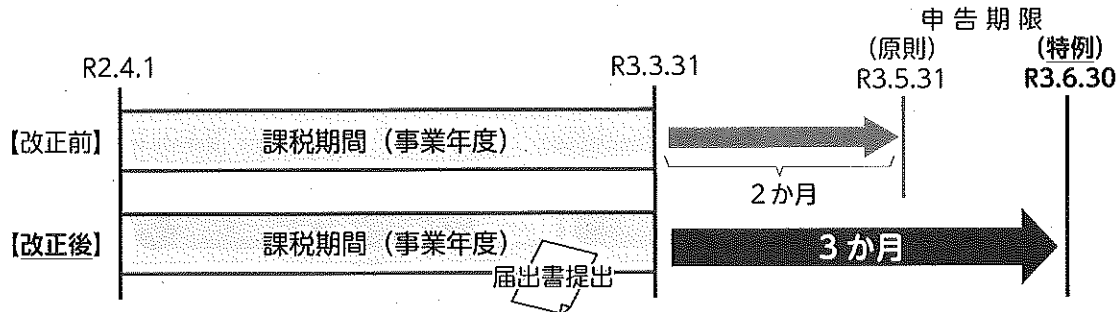
令和2年4月  
国税庁

令和2年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

## I. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

○適用関係の具体例（「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける3月決算法人の場合）



注1 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。

2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」(年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。)の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」(事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。)に係る確定申告の期限は延長されません。

3 「国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。

4 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度(その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。)以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

【適用開始時期】令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

## II. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

### 1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物(住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物<sup>※1</sup>以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産<sup>※2</sup>に該当するもの)に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としないこととされました。

※1 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

※2 高額特定資産及び調整対象自己建設高額資産の意義については、後掲Ⅳの※1、※3をそれぞれ参照ください。

注 例えば、建物の一部が店舗用になっている居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分とそれ以外の部分(「居住用賃貸部分」といいます。)とに合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分以外の部分に係る課税仕入れ等の税額については、これまでと同様、仕入税額控除の対象となります。

【適用開始時期】令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。

【経過措置】令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

## 2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

上記1「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、次のいずれかに該当する場合には、仕入控除税額を調整することとされました。

- ◆ 第三年度の課税期間<sup>\*1</sup>の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間<sup>\*2</sup>に課税賃貸用<sup>\*3</sup>に供した場合

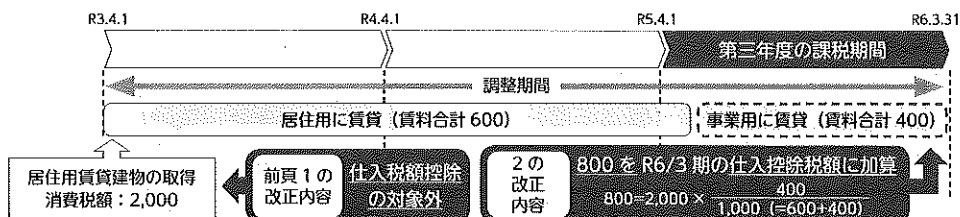
⇒ 次の算式で計算した消費税額を第三年度の課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{Aのうち課税賃貸用に供したものに係る金額}} \times \text{調整期間に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額<sup>*4</sup>の合計額(A)}$$

### ○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位：万円（税抜き）

(R3.4.1に2億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.6.1から「課税賃貸用」に供した場合)



- ◆ その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

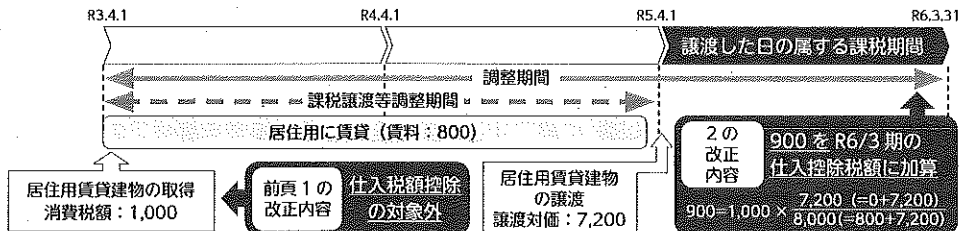
⇒ 次の算式で計算した消費税額を譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{Bのうち課税賃貸用に供したものに係る金額} + \text{Cの金額}} \times \text{課税譲渡等調整期間<sup>*5</sup>に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額<sup>*4</sup>の合計額(B) + 居住用賃貸建物の譲渡の対価の額<sup>*4</sup>(C)}$$

### ○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位：万円（税抜き）

(R3.4.1に1億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.4.1にこの建物を7,200万円で譲渡した場合)



- \*1 第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいいます。
- 2 調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。
- 3 課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。
- 4 対価の額は税抜き金額で、この対価の額について値引き等（対価の返還等）がある場合には、その金額を控除した残額で計算します。
- 5 課税譲渡等調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日からその居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間をいいます。

## Ⅲ. 住宅の貸付けに係る非課税範囲の見直し

住宅の貸付けについては、その貸付けに係る契約において「人の居住の用」に供することが明らかなる場合に、消費税が非課税とされていますが、その契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかなる場合<sup>\*</sup>については、消費税を非課税とすることとされました。

- \* 貸付け等の状況からみて人の居住の用に供することが明らかなる場合とは、例えば、住宅を賃貸する場合において、住宅の賃借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃借人が把握していない場合が該当します。

【適用開始時期】令和2年4月1日以後に行われる住宅の貸付けから適用されます。



#### IV. 高額特定資産である棚卸資産等について調整措置の適用を受けた場合の納税義務の免除の特例の制限

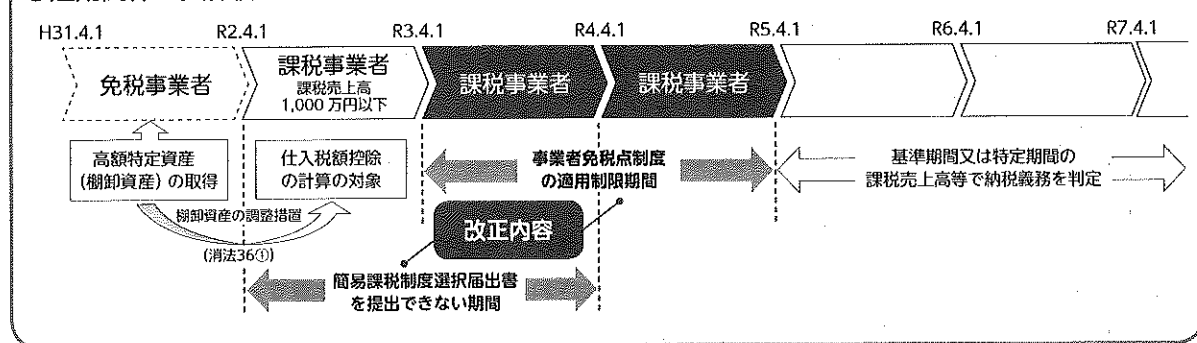
事業者が、**高額特定資産<sup>※1</sup>**である棚卸資産等について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定（以下「**棚卸資産の調整措置<sup>※2</sup>**」といいます。）の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、**免税事業者になることができないことと**されました。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出することができないこととされました。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 棚卸資産の調整措置とは、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です。

##### ○適用関係の具体例

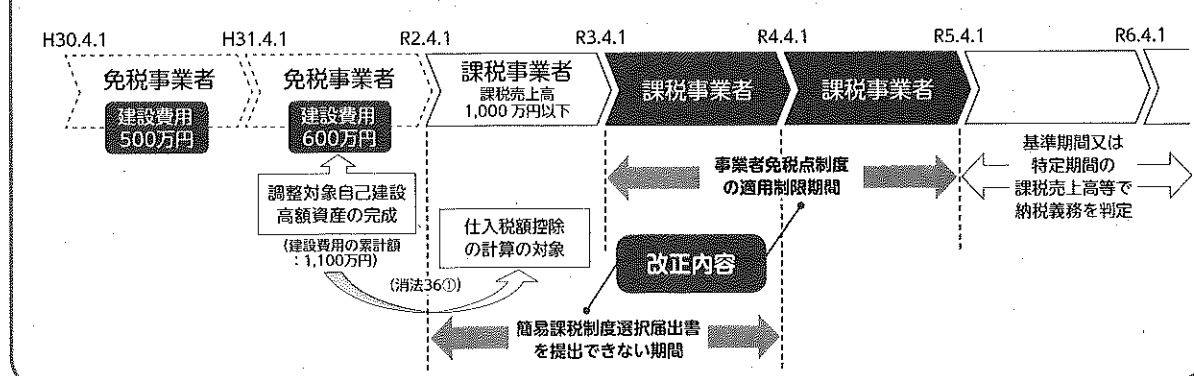


同様に、事業者が、**調整対象自己建設高額資産<sup>※3</sup>**について、棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合にも、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間（その適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあつては、その建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、**免税事業者になることができないことと**されました。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出することができないこととされました。

※3 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

##### ○適用関係の具体例



**【適用開始時期】** 令和2年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合から適用されます。

## V. 輸出物品販売場制度の見直し

### 自動販売機型輸出物品販売場制度の創設

輸出物品販売場の許可の区分として、**自動販売機型輸出物品販売場**（免税販売手続が自動販売機によってのみ行われる市中輸出物品販売場をいいます。）を追加することとされました。

#### 【自動販売機型輸出物品販売場の許可要件】

自動販売機型輸出物品販売場の許可を受けるためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

- 課税事業者が経営する販売場であること。
- 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。
- 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないこと  
その他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
- 現に非居住者が利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。
- 一の指定自動販売機<sup>※</sup>のみを設置する販売場であること。

※ 指定自動販売機とは、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものをいいます。

なお、指定自動販売機を設置する販売場ごとに自動販売機型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

また、自動販売機型輸出物品販売場制度の創設に伴い、一定の要件を満たし税務署長の承認を受けた事業者は、自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置することが可能となりました。

【適用開始時期】 **令和3年10月1日以後**に行われる輸出物品販売場の許可及び臨時販売場を設置する事業者の承認から適用されます。

自動販売機型輸出物品販売場制度の詳細については、決まり次第、国税庁ホームページに公表します。

### ～免税販売手続が電子化されました～

平成30年度税制改正により、これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が見直され、これらの手続が令和2年4月1日から電子化されました。

令和3年9月30日までの間は、経過措置として従来の書面による免税販売手続ができることとされていますが、同日までに免税販売手続の電子化<sup>※</sup>に対応しなかった場合、令和3年10月1日以後は免税販売を行うことはできませんので、ご注意ください。

※ 免税販売手続の電子化について詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページに掲載している「輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関するQ&A（平成30年6月）（令和元年7月改訂）」をご覧ください。

URL <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/pdf/02.pdf>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。